

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年2月15日

酒見法律事務所

弁護士 辻 祥子 殿

自動車交通局旅客課長

平成20年1月15日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

道路運送法第4条第1項に掲げる一般旅客自動車運送事業は、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であるが、照会の行為は、旅行業者が旅行を企画するものであり、自ら自動車を使用して運送を行うものでないことから、道路運送法に基づく行為ではない。